

岡山県介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 岡山県の交付する介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）（以下「補助金」という。）については、「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月7日付け、老発0207第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、別紙1表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、基準月において、介護職員等処遇改善加算（加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定しており、かつ国の実施要綱「6 補助金の要件」に記載する要件を満たす者とする。

基準月は原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において介護職員等処遇改善加算（加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の介護職員等処遇改善加算（加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。また、国の実施要綱8（1）の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げる訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサー

ビス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービス A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において介護職員等処遇改善加算（加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、本事業の対象となる介護サービス事業所等に勤務する介護職員とする。介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

- 2 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業者が、国の実施要綱「7 補助対象経費」に基づいて、職場環境改善の取り組みまたは介護職員等の人件費（手当、賞与等）の改善を行う経費とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付額の算定方法）

第 4 条 補助金の交付額は、次の式により算定した額を上限とする。なお、1 円未満の端数は切り捨てる。

交付額＝（1）一月当たりの介護総報酬額×（2）サービス類型別交付率

（1）一月当たりの介護総報酬額は、一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1 単位の単価を乗じたものをいう。なお、対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含むものとする。

（2）サービス類型別交付率は、別紙 1 表 1「サービス区分」欄のサービス類型ごとに、同表「交付率」欄に掲げる率をいう。

（交付の申請）

第 5 条 規則第 4 条の申請は、岡山県介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第 6 条 対象事業者に対しては、規則に基づき、次のとおり交付条件を付す。

（1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更に係る承認の申請等)

第7条 規則第10条の申請において、計画書に変更がある場合は、岡山県介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）変更交付申請兼実績報告書（第3号様式）又は変更に係る届出書（別紙様式4）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。変更に係る届出書（別紙様式4）の提出については、国の実施要綱8（4）によること。

2 知事は前項の申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更等を承認し、その旨を通知するものとする。

3 知事は前項の規定により変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、既に交付決定した補助金の額を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽易な変更の範囲)

第8条 規則第10条ただし書の知事が定める軽易な変更は、補助の目的及び事業効果に関係しない細部の変更とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の報告は、岡山県介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）変更交付申請兼実績報告書（第3号様式）に関係書類を添えて、知事が別に定める日（第6条（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知の到達した日から1か月を経過した日）までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条により提出された実績報告書等の審査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金を確定し、対象事業者に対し通知する。

(調査)

第 12 条 知事は補助事業の実施に関して、対象事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(概算払)

第 13 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による概算払には、概算払請求書の提出を要しないものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 知事は、規則第 17 条第 1 項に定めるもののほか、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) 賃金改善について、国の実施要綱に規定する要件を満たしていない場合

(2) この要綱の規定又は第 6 条に定める交付の条件に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(雑則)

第 15 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 3 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

別紙 1

表 1 介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
（介護予防）訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
（介護予防）通所リハビリテーション	5.5%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
（介護予防）認知症対応型通所介護	13.2%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護福祉施設サービス	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
（介護予防）短期入所生活介護	8.3%
介護保健施設サービス	4.3%
（介護予防）短期入所療養介護（老健）	4.3%
介護医療院サービス	2.7%
（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）	2.7%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%